

青森県報

第三千六百四十号

平成二十五年
一月十五日
(火曜日)

目次

告示

生活保護法による介護機関の指定……………

右 同……………

右 同……………

介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………

介護保険法による居宅介護支援事業者の指定……………

介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………

要保護児童対策地域協議会の設置の一部改正……………

公告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………

建設業者の許可の取消し……………

選挙管理委員会

政治資金規正法による政治団体の収支報告書の要旨の一部訂正……………

右 同……………

右 同……………

右 同……………

告 示

(健康福祉課) …… 一

(政策課) …… 二

(高年齢福祉課) …… 二

(保険福祉課) …… 二

(同) …… 三

(同) …… 三

(みらい課) …… 三

(みらい課) …… 三

(同上) …… 三

(同上) …… 四

(同上) …… 四

(同上) …… 四

(同上) …… 四

(同上) …… 五

(同上) …… 五

青森県告示第二十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十五年一月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業の種類	名称	所在地	指定年月日
北部上北広域事務組合	上北郡野辺地町九字田狭沢四〇の	短期入所療養介護	公立野辺地病院介護療養型老人保健施設	上北郡野辺地町字鳴沢九の一二	平成二〇・〇・一
社会福祉法人楽晴会	三沢市大町二丁目六の二七	通所介護	大津デイサービスセンター	三沢市大津二丁目一二の三七四	二〇・〇・二
株式会社南の里あつぷる園	八戸市高州一丁目一の二	訪問介護	アップル・スケアサービ	三戸郡南部町大字斗賀字下斗賀	二〇・二・一
アースサポート株式会社	東京都渋谷区本四町一丁目四の一	訪問入浴介護	アースサポート	十和田市穂並町一六の四六	"
"	"	"	アースサポート	むつ市小川町一丁目八の三六	"
有限会社沖館薬局	青森市柳川二丁目四の一九	居宅療養管理指導	沖館薬局新町店	むつ市新町一三の五一	二〇・二・九
有限会社島調剤薬局	"	"	おかじま調剤薬局	むつ市緑ヶ丘三五の二	"
青森ドラッグ株式会社	"	"	上磯調剤薬局	東津軽郡外ヶ浜町三三既新町六	"
有限会社イオス	青森市新町一丁目一三の一	"	たなぶ調剤薬局	むつ市柳町一丁目九の五〇	"
株式会社マールベリー	八戸市長者三丁目九の九三	"	いちご薬局	八戸市大字田木字堤下一二の三	二〇・二・五

青森県告示第二十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十五年一月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

株式会社南 部の里あつ ぶる園	八戸市高州一丁目一 の二	株式会社 ケアライト	八戸市小中野五丁目 一の一九	株式会社 ケアライト	八戸市小中野五丁目 一の一九	株式会社 ケアライト	八戸市小中野五丁目 一の一九	平成 二〇・二・一
南部の里介 護支援セン ター	三戸郡南部町大字斗 賀字下斗賀八	介護支援事 業所サルビ ア	八戸市小中野五丁目 一の一九	介護支援事 業所サルビ ア	八戸市小中野五丁目 一の一九	介護支援事 業所サルビ ア	八戸市小中野五丁目 一の一九	平成 二〇・二・一

青森県告示第二十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十五年一月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

北部上北広 域事務組合	上北郡野辺地 字田狭沢四〇の町	介護予防事 業者	介護予防事 業者	介護予防事 業者	介護予防事 業者	介護予防事 業者	介護予防事 業者	平成 二〇・〇・一
短入所防 療養介護	公立野辺地 病院介護療 養型老人保 健施設	介護予防事 業者	介護予防事 業者	介護予防事 業者	介護予防事 業者	介護予防事 業者	介護予防事 業者	平成 二〇・〇・一

社会福祉法
人楽晴会

三沢市大町二丁
目六の二七

介護予防防
護所介護

大津デイセ
ンター

三沢市大津二丁
目一二の三七四

二〇・〇・二

アースサポ
ート株式会
社

東京都渋谷区本
町一丁目四の一

介護予防防
護訪問入浴
介護

アースサポ
ート和田

十和田市穂並町
一六の四六

二〇・二・一

有限会社沖
館薬局

青森市柳川二丁
目四の一九

介護予防防
護管理指導

沖館薬局新
町店

むつ市新町一三
の五一

二〇・二・九

有限会社岡
島調剤薬局

〃

〃

おかじま調
剤薬局むつ
店

むつ市緑ヶ丘三
五の二

〃

青森ドラッ
クス株式会
社

〃

〃

上磯調剤薬
局三厩店

東津軽郡外ヶ浜
町字三厩新町六
の三

〃

有限会社イ
オス

青森市新町一丁
目一三の一

〃

たなぶ調剤
薬局

むつ市柳町一丁
目九の五〇

〃

株式会社マ
ルベリー

八戸市長者三丁
目九の九三

〃

いちご薬局
八戸日赤前
店

八戸市大字田面
木字堤下一二の
三

二〇・二・五

青森県告示第二十六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十五年一月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サー ビス事業者	居宅サー ビスの種 類	居宅サー ビス事業を 行う所	指 定 年 月 日
氏名 氏名 氏名	主たる事務 所の所在地	事業所 所在地	平成 二〇・一・一
アキタメ ディケア グルーブ 株式会社	弘前市大字中野 二丁目一の一五	訪問介護	〃
ヘルパ ーシ ョ ン ス	弘前市大字松原 西一丁目六の一	訪問介護	〃

青森県告示第二十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次とおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成二十五年一月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅介護支援事業者	名 称	居宅介護支援事業を行う事業所	指 定 日
合同会社ココ	主たる事務所の所在地	業 務 所 名 称	年 月 日
七三	黒石市大字浜町	業 務 所 名 称	平 成
		業 務 所 名 称	二 五
		業 務 所 名 称	一

青森県告示第二十八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十五年一月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者	名 称 又 は 氏 名	介護予防サービスの種類	指 定 日
	主たる事務所の所在地又は住所	行 業 所 名 称	年 月 日
	二丁目一の一五	行 業 所 名 称	平 成
		行 業 所 名 称	二 五
		行 業 所 名 称	一

青森県告示第二十九号

平成十九年三月三十日青森県告示第二百四十三号（要保護児童対策地域協議会の設置）の一部を次のように改正する。

平成二十五年一月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

三の表中「社団法人青森県医師会」を「公益社団法人青森県医師会」に、「青森県地域活動連絡協議会」を「青森県地域活動連絡協議会」に改める。

青森県市町村保健師活動協議会

青森県市町村保健師活動協議会

に改める。

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年一月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 特定役務の名称及び数量
- 二 平成二十四年度青森県ひとり親家庭等在宅就業支援事業業務 一式
- 三 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- 四 青森県健康福祉部こどもみらい課
- 五 青森市長島一丁目の一
- 六 契約の方法
- 七 随意契約
- 八 契約の相手方を決定した日
- 九 平成二十四年十二月十三日
- 十 契約の相手方の名称及び住所

株式会社青森テレビ

青森市松森一丁目四の八

六 契約金額

三千百七十二万五千七百五十円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項

第一号

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十五年一月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社柏崎組
- 二 代表者の氏名 柏崎 尚久
- 三 主たる営業所の所在地 上北郡おいらせ町立蛇七一
- 四 許可番号 青森県知事許可（特 二四）第一二八六号
- 五 取消年月日 平成二十四年十二月三日
- 六 取消しに係る建設業の許可
管工事業に係る特定建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十四年十一月二十二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第一号

平成二十二年十一月二十九日青森県選挙管理委員会告示第七十五号（政治資金規正法による政治団体の収支報告書の要旨）の一部を次のように訂正する。

平成二十五年一月十五日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

政治団体の収支報告書の要旨の平成21年分③その他の政治団体のア統括表木村太郎後援会連合会の項中

27,819,562	27,819,562
2,298,562	2,298,562
25,521,000	25,521,000
27,047,771	26,967,771
20,000,000	20,000,000
20,000,000	20,000,000
20,000,000	20,000,000
5,521,000	5,521,000
1,582,720	1,582,720
243,908	243,908
2,675,182	2,675,182
1,916,353	1,916,353
6,418,163	6,418,163
14,214,760	14,134,760
6,335,833	6,335,833
1,542,640	1,542,640
4,793,193	4,793,193
79,015	79,015
20,629,608	20,549,608

を に訂正する。

青森県選挙管理委員会告示第一号

平成二十三年十一月三十日青森県選挙管理委員会告示第百号（政治資金規正法による政治団体の収支報告書の要旨）の一部を次のように訂正する。

平成二十五年一月十五日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

政治団体の収支報告書の要旨の平成22年分(3)その他の政治団体のア統括表木村太郎後援会連合会の項中

21,720,791	21,800,791
771,791	851,791
20,949,000	20,949,000
20,785,522	20,685,522
15,500,000	15,500,000
15,500,000	15,500,000
15,500,000	15,500,000
5,449,000	5,449,000
98,500	98,500
252,345	252,345
1,669,501	1,669,501
1,581,761	1,581,761
3,602,107	3,602,107
11,562,664	11,462,664
5,545,851	5,545,851
169,050	169,050
5,376,801	5,376,801
74,900	74,900
17,183,415	17,083,415

青森県選挙管理委員会告示第三号

平成二十四年十一月三十日青森県選挙管理委員会告示第六十九号（政治資金規正法による政治団体の収支報告書の要旨）の一部を次のように訂正する。

平成二十五年一月十五日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

政治団体の収支報告書の要旨の平成23年分(3)その他の政治団体のア統括表木村太郎後援会連合会の項中

26,094,969	26,274,969
935,269	1,115,269
25,159,700	25,159,700
21,199,511	21,109,511
20,500,000	20,500,000
20,500,000	20,500,000
20,500,000	20,500,000
4,645,000	4,645,000
14,700	14,700
676,100	676,100
245,242	245,242
2,010,175	2,010,175
1,779,943	1,779,943
4,711,460	4,711,460
10,970,444	10,880,444
5,477,607	5,447,607
933,200	933,200
4,514,407	4,514,407
70,000	70,000
16,488,051	16,398,051

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭